

よくあるご質問(FAQ)

1. 非上場化について

Q1 株式併合によって、保有している株式はどうなるのですか？

A1 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為をいい、当該行為の実行にあたっては株主総会の特別決議が必要になります。今回の株式併合が実行された場合、株主さまの保有する株式は、端数株式となりイオン株式会社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を株主の皆様に対して交付する予定です。
ご保有の株式の詳細につきましては2026年4月8日開示の「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご確認ください。

Q2 上場廃止はいつですか？

A2 2026年6月23日の予定です。

Q3 株式の売買はいつまで行えますか？

A3 2026年6月22日の予定です。

Q4 相続で取得した株式を保有していますが、まだ相続手続きが済んでおりません。上場廃止までに相続手続きが完了しなかった場合はどうなりますか？

A4 上場廃止後は当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にてお手続きが可能です。下記にお問い合わせください。
【三井住友信託銀行株式会社】TEL:0120-782-031

Q5 なぜ、非上場化するのですか？

A5 現状、店舗収益性の低下という課題を抱えており、この課題を克服し持続的な成長を実現するためには、親会社であるイオンをはじめとするグループ各社との間で、経営資源・ノウハウ・人材を一体的に統合し、これまで以上に緊密な連携を推進していく必要があります。
完全子会社化によりグループとしての機動的かつ最適な経営判断を行いグループ全体でのシナジー創出を最大化し、新たな事業領域への参入や事業機会の拡大に果敢に取り組んでいくことが可能になります。
今回の非上場化は、現状の収益課題に向き合いながら、グループの総合力を結集して次の成長ステージへ進むための、最善の選択と考えています。

Q6 株主優待制度は廃止になるのですか？

A6 誠に恐縮でございますが、2026年8月31日を基準日とする株主優待より株主優待制度を廃止することを取締役会において決議いたしました。長年ご愛顧いただきました株主の皆様には深くお詫び申し上げます。2026年2月28日時点でご保有の株式については、所定の優待をお届けする予定です。なお、当社の株主優待制度が廃止された場合であっても、発行済みの株主優待券については、有効期限内で引き続きご利用いただけます。

2. 端数株式相当分の売却代金について

Q7 「端数株式」とはどのような意味ですか？

A7 「端数株式」とは、株式併合の効力発生日である2026年6月25日以降に株主さまが保有される株式を指します。株主総会で株式併合に関する議案が可決された場合、2026年6月25日に当社の普通株式 20,000,000 株を1株に併合する株式併合の効力が発生します。これにより、イオン以外の株主さまが保有される株式は1株未満の端数となります。

Q8 株主に交付される金銭はいつ頃受け取れますか？

A8 金銭の交付は2026年10月度月上旬頃に行われる予定です。なお、交付される金額は、株式併合の効力発生日の前日である2026年6月24日の最終の株主名簿上の株式数に対して1株あたり300円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。
端数株処分代金のお受け取り方法については、2026年7月下旬頃に手続き案内書類をお送りする予定です。

Q9 金銭交付を受けるには、手数料やその他の費用が必要ですか？

A9 手数料等、株主さまのご負担はございません。

Q10 端数株式相当分の売却代金に関する税金はどうなりますか？確定申告が必要でしょうか？

A10 端数株式相当分の売却代金の額と、取得価額との差額が譲渡益となる場合には、原則として確定申告が必要となります。恐れ入りますが、税務上の具体的な内容に関するご質問等や確定申告の手続きに関しては、所管の税務署や税理士などの専門家に直接ご相談くださいますようお願いいたします。

Q11 確定申告を行うにあたり、取得価額を算出したい。どのように調べればよいですか？

A11 株式の取得時期や取得価額は、証券会社などから送られてくる取引報告書でご確認いただけます。取引報告書で取得時期や取得価額が確認できない場合は、お取引先の証券会社へお問い合わせください。過去10年以内の照会が可能です。

Q12 調べた結果、どうしても取得価額がわからなかった場合どうすればいいですか？

A12 上場株式等の取得価額を把握することができない場合には、譲渡金額の5%相当額を取得費とすることが可能です。具体的な税務上の取扱いにつきましては、税務署または税理士などにご確認ください。また、法令・税制は今後変更になることがありますので、ご注意ください。

3. お取引について

Q13 当社との取引に何か影響はありますか？

A13 お取引先さまとの既存の契約・取引条件に変更はございません。非上場化は当社の資本構成に関する変更であり、契約上の権利・義務、支払条件、サービス内容、担当窓口等はすべて従来通り継続される予定です。
また、契約の相手方(法人格)も変わらず、契約書の再締結や変更手続きは原則として不要となる想定です。
今後も変わらぬお取引をよろしくお願い申し上げます。

4. その他

Q14 問い合わせ窓口はどこですか？

A14 株主さま お問合せ:代表番号 03-5566-8215
お取引先さま お問合せ:当社各担当者へお問い合わせください。